武雄市告示第163号

公　示　送　達　書

令 和 8 年 11 月 18 日

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため地方税法第２０条の２の規定により公示送達をします。
なお、公示送達にかかる書類は武雄市役所収納課に保管し、送達を受けるべき者の申し出によりいつでも送達を受けるべき者に交付します。

佐賀県 武雄市長　小松　政

書類の送達を受けるべき者の氏名	諸隈　優一
送達すべき書類（文書番号）	地方税法の規定に基づき作成された、令和８年１１月１８日付の市税に関する書類（充当通知書）

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、この掲示をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。